

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（総合事業）

印 会社

契 約

者利
印用

（有）訪問介護 こくら

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（総合事業）契約書

様（以下「利用者」といいます。）（有）訪問護こくら（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約期間）

- 事業者は、利用者に対し、介護保険法の主旨に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に、介護保険法に定める利用料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- この契約の契約期間は年　月　日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

- 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

- 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「居宅サービス計画」に沿って作成された「訪問介護計画」に沿ってサービスを行います。内容について利用者及び家族に説明し了承をいただきます。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「重要事項説明書」に定められた内容の訪問介護を提供します。
- サービス従業者は、介護福祉士または、訪問介護員養成研修1～2級課程程度を修了した者です。
- 訪問介護計画が利用者との合意をもって、更新され事業者が

提供するサービスの内容又は、訪問介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て訪問介護の内容とします。

第 5 条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、毎回のサービス終了時にサービス提供の記録を残し、確認印もしくは、口頭での了承とします。
2. 事業者は、訪問介護の利用状況、実施内容などのサービス提供記録を作成し、必要に応じてご家族に連絡をとっていきます又利用者の求めに応じて記録の開示をしていきます。
3. 事業者は、訪問介護の提供に関するサービス記録を作成し、契約終了後 5 年間は保管します。

第 6 条（料金）

1. 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣・那覇市が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受理サービスであるときは、その 1 割から 3 割の額とします。
2. 事業者は、当月の料金の請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、等月料金の合計額を翌月、25 日までに（ の方法で）支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。
5. 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第 7 条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対してサービス利用日の前日 5 時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス利用日の前日 5 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により料金を請求することができます。この場合の料金は第 6 条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第 8 条（料金の変更）

- 事業者は、利用者に対して 1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単価毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 利用者は、料金の変更を承認しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第 9 条（契約の終了）

- 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 次の事由に該当した場合は、利用者からの申し出ることにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービス提供しなかった場合。
 - 事業者が守秘義務に反した場合。
 - 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - 事業者が破産した場合。
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 利用者のサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 20 日以内に支払われない場合。
 - 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し、難いほどの背信行為を行った場合。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が介護保険施設に入所もしくは入院した場合。
 - 利用者の介護認定区分が、非該当または、総合事業に該当しない場合。
 - 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。

第10条(身分証携行業務)

1. サービス従業者は、常に身分証を携行し、利用者及びその家族から提供を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第11条(連携)

1. 事業者は、現に訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する方々との密接な連携に努めます。

第12条(相談・苦情対応)

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を措置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条(本契約に定められない事項)

1. 利用者及び事業者は、誠心誠意をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第14条(裁判管轄)

1. この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条(受動喫煙・残留受動喫煙対策・体調管理対策)

1. 事業者は従業員の健康を守るため、令和2年4月より施行された改正健康増進法にある「受動喫煙対策」として「望まない受動喫煙の防止」に基づき、サービス提供中は屋内及び車内、屋外においても禁煙とさせていただきます。タバコには電子タバコも含まれます。
なお、屋内等にニオイが残っていた場合「残留受動喫煙」となりますので、換気のため窓を開けさせて頂きます。

- 従業員が体調を崩す恐れがある場合。屋内及び車内のクーラー、暖房等の使用及び換気等させて頂きます。(例:熱中症、感染症等)

第16条(介護職員の教育の為の同行訪問)

- 事業者は利用者のサービスを円滑に行うため、新たに従業員を入れる際や必要が生じた場合は介護職員と共に同行訪問を行います。
なお、期間は介護職員がサービスを円滑に行える様になるまでとさせて頂きます。

第17条(トラブル回避対策)

- 事業者は利用者と従業員のサービス間のトラブルを回避するため契約に含まれないサービスを行わないものとします。
 - 利用者の分以外の調理、清掃等(例:同居家族に対するサービス)
 - 冠婚葬祭等の日常以外の調理、日常作らない手の込んだ調理
 - 大掃除等の通常行わない清掃(換気扇、窓拭き等高所の清掃、屋外の清掃など)
 - 植物への水やり、ペットの世話等
 - 利用者の金銭管理
- 利用者との金銭トラブルが発生する恐れがあるため買物を行った際は、お店との金銭のやり取りを利用者に行って頂きます。(やむを得ない場合でも金銭の確認は利用者に行って頂きます。)

年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
契約書の説明を行い交付しました。

事業者 住 所 那霸市古波蔵四丁目13番地12号
事業者名 訪問介護こくら
代表者 新垣良枝 印
TEL (098) 831-6982

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印